

令和元年第4回(12月)定例会

議案参考資料

【単行議案】

議第43号 字の区域及び名称の変更について	1P
議第44号 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について	2P
議第45号 宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部改正について	6P
議第46号 宮津市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う 関係条例の整備について	10P



議案参考資料
令和元年12月定例会

議第43号

字の区域及び名称の変更について

区分

その他

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

国土調査法に基づき、平成29年度に実施した地籍調査事業に関わって、字石浦の区域及び字由良の区域の一部(港・浜野路)の成果の認証請求手続が行える状態に至ったことから、字の区域及び名称の変更を行う必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により議決を求めるもの。

◆提案の概要

議案別紙「字の区域及び名称の変更調書」のとおり

◆提案の根拠法令

地方自治法

(市町村区域内の町又は字の区域)

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2. 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3. 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

【政策等の背景・提案までの経過】

《地籍調査に係る字変更等手続の流れ》

○平成29年度に字石浦の区域と字由良の区域(港・浜野路)の地籍調査を実施

調査面積 50ヘクタール

調査筆数 調査前2,023筆→調査後1,390筆

○今回、調査の成果の認証手続に向けた整理が完了

○字の区域及び名称の変更について市議会に上程・議決

○京都府知事へ地籍調査成果の認証請求手続

○京都府知事から国土交通大臣へ承認の手続

○認証の京都府公告と同日付けで字変更決定の宮津市告示→効力発生

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

【みやづビジョンとの整合】

基本施策

重点戦略

※みやづビジョン以外の計画があれば記載

担当課・係

添付資料

総務課 行政係(45-1602)

議第43号

議案参考資料
令和元年12月定例会

議第44号

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正
について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

令和2年4月1日から宮津与謝クリーンセンターにおいて、一般廃棄物の処理を行うこととなることに伴い、本市の一般廃棄物の分別等について所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

条例改正分

区分	現行	改正案
燃やさないごみ用袋	2区分 ・赤袋（ガラス類、金属類等） ・青袋（プラスチック、ビニール類）	1区分 ・赤袋（ガラス類、金属類、プラスチック、ビニール類等）
犬、猫等の死体（小動物）	1匹につき 600円	廃止（宮津与謝クリーンセンターにて受入・徴収）
フロンガス	1台につき 500円	廃止（家電リサイクル法に基づく回収へ移行）

<参考 条例以外分>

区分	現行	改正案
衣類	すべて「燃やすごみ」に分別	・50cm以上の衣類は「燃やさないごみ」に分別 ・50cm未満の衣類は「燃やすごみ」に分別
新聞・雑誌	「燃やすごみ」に分別	「資源ごみ」に分別
有害ごみ	①蛍光灯 ②乾電池、ボタン電池 ③水銀入り温度計、体温計	「有害・危険ごみ」に区分変更 ①蛍光灯 ②乾電池、ボタン電池、充電式電池 ③ボンベ類（カセットガス、スプレー缶） ④ライター、水銀入り温度計、体温計
市の指定する処理施設に搬入する一般廃棄物（大型ごみを除く。）	(すべて) 1回につき50kgまでごとに 600円	土砂、瓦など（市東部不燃物処理場） ・同左 上記以外の一般廃棄物 ・廃止（宮津与謝クリーンセンターにて受入・徴収）
大型ごみ	・品目及び大きさにより、500円～4,000円以内/個で区分 ・事前に処理手数料券を購入	戸別収集の場合 ・同左（品目及び処理手数料の一部を見直し） 直接搬入の場合 ・廃止（宮津与謝クリーンセンターにて受入・徴収）

◆施行日 令和2年4月1日

基本施策

重点戦略

【政策等の背景・提案までの経過】

【経過】

- ・H18.10.1：ごみ袋の有料化等の実施
- ・H25.4.1：1市2町の宮津与謝環境組合を設立
- ・R元.10.23：宮津与謝環境組合 宮津与謝環境組合廃棄物の処理に関する条例を議決（施行R2.4.1）
- ・R元.11.15：宮津市廃棄物減量等推進審議会に諮問
- ・R元.11.19：宮津市廃棄物減量等推進審議会から答申
- ・R2.4.1：宮津与謝クリーンセンター実質稼動予定

【市民参加の状況】

宮津市廃棄物減量等推進審議会に諮問・答申

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

市民課 環境衛生係 (45-1617)

添付資料

・新旧対照表

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
(廃棄物の減量化) 第10条 市長は、再生利用に配慮した分別収集により資源回収の徹底を図るとともに、本市の処理施設内の廃棄物のうち有用なものを再利用し、廃棄物の減量化に努めなければならない。 2 (略)	(廃棄物の減量化) 第10条 市長は、再生利用に配慮した分別収集により資源回収の徹底を図り、廃棄物の減量化に努めなければならない。 2 (略)
(家庭系一般廃棄物の処理) 第16条 (略) 2 (略) 3 占有者は、前項に規定するもののほか、臨時かつ多量の家庭系一般廃棄物又は犬、猫等の死体を処理しようとするときは、その旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。	(家庭系一般廃棄物の処理) 第16条 (略) 2 (略) 3 占有者は、前項に規定するもののほか、臨時かつ多量の家庭系一般廃棄物を本市の処理施設で処理しようとするときは、その旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。
(一般廃棄物等処理手数料) 第23条 一般廃棄物の処理についての手数料は、別表第1のとおりとする。 <u>2 フロンガス（フロン12及びフロン22に限る。）の回収処理についての手数料は、別表第2のとおりとする。</u> 3 前2項の手数料の徴収について必要な事項は、市長が別に定める。 4 市長は、天災その他特別の事情があると認めたときは、第1項及び第2項の手数料を減免することができる。	(一般廃棄物等処理手数料) 第23条 一般廃棄物の処理についての手数料は、別表_____のとおりとする。 (削る) 2 前項の手数料の徴収について必要な事項は、市長が別に定める。 3 市長は、天災その他特別の事情があると認めたときは、第1項_____の手数料を減免することができる。

別表第1 (第23条関係)

一般廃棄物処理手数料

種別	区分		手数料
ごみ類	燃やす ごみ用 袋	15リットル相当の容量のもの 30リットル相当の容量のもの 45リットル相当の容量のもの	1袋につき 15円 1袋につき 30円 1袋につき 45円
	燃やさ ないご み用袋 類	15リットル相当の 容量のもの	1袋につき 15円
		30リットル相当の 容量のもの	1袋につき 30円
		45リットル相当の 容量のもの	1袋につき 45円
	ガラス類・革 製品・陶磁器 類・金属類	15リットル相当の 容量のもの 45リットル相当の 容量のもの	1袋につき 15円 1袋につき 45円
	大型ごみ （一般廃棄物のうち市長が別に定めるもの）	4,000円以内で規則で定める額	
	市の指定する処理施設に搬入する一般廃棄物（大型ごみを除く。）	1回につき50キログラムまでごとに 500円	
	動物の死 体	犬、猫等の小動物	1匹につき 600円
	し尿	1回につき18リットルまでごとに213円	

別表 (第23条関係)

一般廃棄物処理手数料

種別	区分		手数料
ごみ類	燃やす ごみ用 袋	15リットル相当の容量のもの 30リットル相当の容量のもの 45リットル相当の容量のもの	1袋につき 15円 1袋につき 30円 1袋につき 45円
	燃やさ ないご み用袋 類	15リットル相当の 容量のもの	1袋につき 15円
		30リットル相当の 容量のもの	1袋につき 30円
		45リットル相当の 容量のもの	1袋につき 45円
	大型ごみ （一般廃棄物のうち市長が別に定めるもの）	4,000円以内で規則で定める額	
	市の指定する処理施設に搬入する一般廃棄物（大型ごみを除く。）	1回につき50キログラムまでごとに 500円	
	し尿	1回につき18リットルまでごとに213円	

備考 「燃やすごみ用袋」及び「燃やさないごみ用袋」とは、一般廃棄物を収納するごみ袋で、市長が指定するものをいう。

別表第2（第23条関係）

フロンガス回収処理手数料

区分	手数料
1 清掃工場で回収するもの（事業者 のものに限る。）	1台につき500円
2 フロンガス回収車で清掃工場以外 の場所で回収するもの（事業者のも のに限る。）	回収車派遣 1回につき500円に、 1台につき500円を加算

備考 「燃やすごみ用袋」及び「燃やさないごみ用袋」とは、一般廃棄物を収納するごみ袋で、市長が指定するものをいう。

(削る)

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第23条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

議案参考資料
令和元年12月定例会

議第45号

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

健康診査等に係る医師報酬について、京都府の同種事業の医師単価が改定となつたことから、本市の報酬単価についても、京都府単価に準じて増額改定するほか、介護相談員派遣事業の廃止に伴い、介護相談員報酬を削除するもの。

◆提案の概要

- 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師の報酬額の改定

・日額 28,000円 → 28,100円

- 介護相談員報酬の削除

・日額 5,000円 → 削除

◆施行日 公布日施行（平成31年4月1日適用）

ただし、別表第70号及び第71号の改正規定（介護相談員報酬の削除）は、令和2年1月1日から施行

【政策等の背景・提案までの経過】

【当該医師報酬単価の推移】

- ・平成30年度 28,000円
- ・平成29～19年度 27,800円

【介護相談員設置要綱の廃止】

- ・平成14年1月1日介護相談員設置要綱施行
- ・令和元年12月31日介護相談員設置要綱廃止

【政策等の効果及び費用】

- 改定に係る報酬増額見込み 6千円

- 介護相談員報酬及び費用弁償等減額見込み 603千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

【みやづビジョンとの整合】

基本施策

重点戦略

※みやづビジョン以外の計画があれば記載

担当課・係

添付資料

健康・介護課 健康増進係 (45-1624)
介護認定係 (45-1676)

・新旧対照表

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

新旧対照表																													
現行	改正案																												
<p>(報酬)</p> <p>第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>2 報酬の額が月額をもって定められている特別職の職員で任命権者が認めたもののうち、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対しては、それぞれ基準日の属する月の任命権者が別に定める日に、期末手当として割増報酬を支給することができる。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した特別職の職員についても、同様とする。</p> <p>3 割増報酬の額は、報酬の額に、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の100を乗じて得た額に、基準日以前のその者の次表の各区分に掲げる在職期間に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(65) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(66) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師</td> <td><u>日額 28,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(67)～(69) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(70) <u>介護相談員</u></td> <td><u>同 5,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(71) 認知症初期集中支援チーム員</td> <td><u>同 10,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(72)～(119) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	区分	報酬の額	(1)～(65) (略)	(略)	(66) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師	<u>日額 28,000円</u>	(67)～(69) (略)	(略)	(70) <u>介護相談員</u>	<u>同 5,000円</u>	(71) 認知症初期集中支援チーム員	<u>同 10,000円</u>	(72)～(119) (略)	(略)	<p>(報酬)</p> <p>第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>2 報酬の額が月額をもって定められている特別職の職員で任命権者が認めたもののうち、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対しては、それぞれ基準日の属する月の任命権者が別に定める日に、期末手当として割増報酬を支給することができる。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した特別職の職員についても、同様とする。</p> <p>3 割増報酬の額は、報酬の額に、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の100を乗じて得た額に、基準日以前のその者の次表の各区分に掲げる在職期間に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(65) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(66) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師</td> <td><u>日額 28,100円</u></td> </tr> <tr> <td>(67)～(69) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(70) <u>削除</u></td> <td><u>削除</u></td> </tr> <tr> <td>(71) 認知症初期集中支援チーム員</td> <td><u>日額 10,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(72)～(119) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日等)</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第66号の規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、別表第70号及び第71号の改正規定は、令和2年1月1日から施行する。</p>	区分	報酬の額	(1)～(65) (略)	(略)	(66) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師	<u>日額 28,100円</u>	(67)～(69) (略)	(略)	(70) <u>削除</u>	<u>削除</u>	(71) 認知症初期集中支援チーム員	<u>日額 10,000円</u>	(72)～(119) (略)	(略)
区分	報酬の額																												
(1)～(65) (略)	(略)																												
(66) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師	<u>日額 28,000円</u>																												
(67)～(69) (略)	(略)																												
(70) <u>介護相談員</u>	<u>同 5,000円</u>																												
(71) 認知症初期集中支援チーム員	<u>同 10,000円</u>																												
(72)～(119) (略)	(略)																												
区分	報酬の額																												
(1)～(65) (略)	(略)																												
(66) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師	<u>日額 28,100円</u>																												
(67)～(69) (略)	(略)																												
(70) <u>削除</u>	<u>削除</u>																												
(71) 認知症初期集中支援チーム員	<u>日額 10,000円</u>																												
(72)～(119) (略)	(略)																												

(宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第3号)の一部を次のように改正する。

(略)

【附則第2項関係】宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例附則第3項の

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の一部改正について

新 旧 対 照 表																													
現 行	改 正 案																												
<p>(報酬)</p> <p>第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>2 報酬の額が月額をもって定められている特別職の職員で任命権者が認めたもののうち、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対しては、それぞれ基準日の属する月の任命権者が別に定める日に、期末手当として割増報酬を支給することができる。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した特別職の職員についても、同様とする。</p> <p>3 割増報酬の額は、報酬の額に、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の100を乗じて得た額に、基準日以前のその者の次表の各区分に掲げる在職期間に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 (略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>2 報酬の額が月額をもって定められている特別職の職員で任命権者が認めたもののうち、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対しては、それぞれ基準日の属する月の任命権者が別に定める日に、期末手当として割増報酬を支給することができる。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した特別職の職員についても、同様とする。</p> <p>3 割増報酬の額は、報酬の額に、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の100を乗じて得た額に、基準日以前のその者の次表の各区分に掲げる在職期間に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 (略)</p>																												
<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(65) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(66) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師</td> <td><u>日額 28,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(67)～(69) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(70) <u>介護相談員</u></td> <td><u>同 5,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(71) 認知症初期集中支援チーム員</td> <td><u>同 10,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(72)～(91) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	区分	報酬の額	(1)～(65) (略)		(66) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師	<u>日額 28,000円</u>	(67)～(69) (略)	(略)	(70) <u>介護相談員</u>	<u>同 5,000円</u>	(71) 認知症初期集中支援チーム員	<u>同 10,000円</u>	(72)～(91) (略)	(略)	<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(65) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(66) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師</td> <td><u>日額 28,100円</u></td> </tr> <tr> <td>(67)～(69) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(70) <u>削除</u></td> <td><u>削除</u></td> </tr> <tr> <td>(71) 認知症初期集中支援チーム員</td> <td><u>日額 10,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(72)～(91) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	区分	報酬の額	(1)～(65) (略)		(66) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師	<u>日額 28,100円</u>	(67)～(69) (略)	(略)	(70) <u>削除</u>	<u>削除</u>	(71) 認知症初期集中支援チーム員	<u>日額 10,000円</u>	(72)～(91) (略)	(略)
区分	報酬の額																												
(1)～(65) (略)																													
(66) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師	<u>日額 28,000円</u>																												
(67)～(69) (略)	(略)																												
(70) <u>介護相談員</u>	<u>同 5,000円</u>																												
(71) 認知症初期集中支援チーム員	<u>同 10,000円</u>																												
(72)～(91) (略)	(略)																												
区分	報酬の額																												
(1)～(65) (略)																													
(66) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師	<u>日額 28,100円</u>																												
(67)～(69) (略)	(略)																												
(70) <u>削除</u>	<u>削除</u>																												
(71) 認知症初期集中支援チーム員	<u>日額 10,000円</u>																												
(72)～(91) (略)	(略)																												

議案参考資料

令和元年12月定例会

議第46号	宮津市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について	区分	条例の改正
-------	---	----	-------

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

長期的に安定した下水道サービスの提供を実現するため、下水道事業の経営状況をより的確に捉え、経営の健全化に資する公営企業会計を適用する。

このため、地方公営企業法の規定の全部を下水道事業に適用することとし、関係条例について所要の整備を行うもの。

◆提案の概要

<一部改正整備を行う関係条例と主な整備内容>

○宮津市水道事業の設置等に関する条例

- ・地方公営企業法第4条の規定に基づき、下水道事業の設置と経営の基本に関する事項を、本条例に盛り込み規程を整備
- ・条例名を「宮津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改正

○宮津市職員定数条例

- ・市長の事務部局と公営企業との間での職員定数の増減移動

○宮津市特別会計設置条例

- ・下水道事業特別会計の廃止に伴う関係条項の規定を整備（条項削除）

○宮津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例／○宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例／○宮津市法定外公共物管理条例／○宮津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例／○宮津市水道事業給水条例／○宮津市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例／○宮津市公共下水道条例／○宮津市公共下水道使用料条例／○宮津市公共下水道事業受益者負担金に関する条例

- ・上記9つの条例については、公営企業法の適用に伴い、業務の執行者が「市長」から「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に変更となること、「規則での定め」が「規程での定め」になることなど、関係する条項の規定を整備

◆施行日 令和2年4月1日

【みやづビジョンとの整合】

基本施策	—	重点戦略	—
------	---	------	---

【政策等の背景・提案までの経過】

- H27.1：総務大臣通知「公営企業会計の適用の更なる推進について」
- H31.1：総務大臣通知「公営企業会計の適用の更なる推進について」

<通知内容（平成27年度通知）>

簡易水道事業及び下水道事業について、人口3万人以上の市町村は平成27年度から平成31年度までの5年間に公営企業会計の適用を行うことを要請。

<通知内容（平成31年度通知）>

簡易水道事業及び下水道事業について、人口3万人以下の市町村についても、平成31年度から令和5年度までの5年間に公営企業会計の適用を行うことを要請。

●H29.3：宮津市行財政運営指針（計画期間H28～H32）

今後の行財政運営指針「指針② 行財政運営の健全化」において、簡易水道事業及び下水道事業の公営企業化（公営企業会計の適用）を明記。

- 上記の通知及び指針に基づき、下水道事業について令和2年度当初より公営企業会計の適用を行う予定。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

「経営基盤の強化」「持続可能な事業運営の確立」につながる。

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係	添付資料
上下水道課 管理係 (45-1633)	・新旧対照表

宮津市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について
【第1条関係】宮津市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

新	旧	対	照	表
現 行			改 正 案	
<u>○宮津市水道事業の設置等に関する条例</u> (水道事業_____の設置)			<u>○宮津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u> (水道事業及び下水道事業の設置)	
第1条 (略)			第1条 (略)	
<p>(経営の基本)</p>			<p>2 生活環境の向上と公共用水域の水質の保全を図るため、下水道事業を設置する。</p> <p><u>(法の全部適用)</u></p>	
第2条 水道事業			<p><u>第1条の2 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)</u></p> <p><u>第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。) 第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を令和2年4月1日から適用する。</u></p> <p>(経営の基本)</p>	
は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。			<p>第2条 水道事業及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。</p>	
2 給水区域は、次に掲げる市の区域であつて厚生労働大臣の認可を受けた区域とする。 本町、魚屋、新浜、宮本、万町、京街道、大久保、柳縄手、島崎、金屋谷、小川、万年、万年新地、池ノ谷、蛭子、宮町、白柏、河原、住吉、漁師、川向、杉末、鶴賀、外側、中ノ丁、吉原、安智、木ノ部、馬場先、京口町、京口、松原、獅師、鍛治、滝馬、宮村、惣、皆原、山中、波路、波路町、獅子崎、浜町、小田、喜多、今福、新宮、脇、中村、小寺、上司、中津、小田宿野、島陰、田井、矢原、			<p>2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給水区域は、次に掲げる市の区域であつて厚生労働大臣の認可を受けた区域とする。</p> <p>本町、魚屋、新浜、宮本、万町、京街道、大久保、柳縄手、島崎、金屋谷、小川、万年、万年新地、池ノ谷、蛭子、宮町、白柏、河原、住吉、漁師、川向、杉末、鶴賀、外側、中ノ丁、吉原、安智、木ノ部、馬場先、京口町、京口、松原、獅師、鍛治、滝馬、宮村、惣、皆原、山中、波路、波路町、獅子崎、浜町、小田、喜</p>	

獅子、銀丘、鏡ヶ浦、由良、石浦、須津、文珠、江尻、難波野、大垣、中野、小松、溝尻、国分、日置、畠、下世屋、松尾、上世屋、田原、大島、岩ヶ鼻、外垣、長江、里波見、中波見、奥波見、日ヶ谷

3 給水人口は、18,100人とする。

4 1日最大給水量は、12,200立方メートルとする。

(管理者)

第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）

第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の2の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないものとする。

(組織)

第4条 法第14条の規定に基づき、水道事業管理者

（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、建設部を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない水

多、今福、新宮、脇、中村、小寺、上司、中津、小田宿野、島陰、田井、矢原、獅子、銀丘、鏡ヶ浦、由良、石浦、須津、文珠、江尻、難波野、大垣、中野、小松、溝尻、国分、日置、畠、下世屋、松尾、上世屋、田原、大島、岩ヶ鼻、外垣、長江、里波見、中波見、奥波見、日ヶ谷

(2) 給水人口は、18,100人とする。

(3) 1日最大給水量は、12,200立方メートルとする。

3 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 排水区域は、宮津市の区域内であって、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画において定められた予定処理区域とする。

(2) 排水区域面積は、502.7ヘクタールとする。

(3) 排水人口は、12,905人とする。

(4) 1日最大処理能力は、9,219立方メートルとする。

(管理者)

第3条 法

第7条ただし書及び令

第8条の2の規定に基づき、上下水道事業に管理者を置かないものとする。

(組織)

第4条 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、建設部を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない上

道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が20,000,000円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

（業務状況説明書の提出）

第6条 管理者は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業の経営状況を明らかにするため、管理者が必要と認める事項

3 (略)

下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が20,000,000円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

（業務状況説明書の提出）

第6条 管理者は、上下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、上下水道事業の経営状況を明らかにするため、管理者が必要と認める事項

3 (略)

宮津市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について

【第2条関係】宮津市職員定数条例の一部改正について

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
(職員の定数)	(職員の定数)
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。
(1) 市長の事務部局の職員 <u>185人</u>	(1) 市長の事務部局の職員 <u>180人</u>
(2)～(7) (略)	(2)～(7) (略)
(8) 公営企業の職員 <u>15人</u>	(8) 公営企業の職員 <u>20人</u>
計 260人	計 260人

宮津市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について
【第3条関係】宮津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について

新　　旧　　対　　照　　表	
現　行	改　正　案
<p>(長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p>第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる契約であつて<u>規則</u>で定めるもの</p> <p>ア 機器等の借入れに関する契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの</p> <p>イ 役務の提供を受ける契約で、年間を通じて当該役務の提供を受けるもの</p>	<p>(長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p>第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる契約であつて<u>市長が定める</u>もの</p> <p>ア 機器等の借入れに関する契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの</p> <p>イ 役務の提供を受ける契約で、年間を通じて当該役務の提供を受けるもの</p>

宮津市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について
【第4条関係】宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について

新　　旧　　対　　照　　表	
現　行	改　正　案
(指定管理者の公募) 第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、指定管理者になろうとする法人その他の団体を公募するものとする。ただし、規則又は教育委員会規則（以下「規則等」という。）で定める理由により市長等が認める場合は、この限りでない。	(指定管理者の公募) 第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、指定管理者になろうとする法人その他の団体を公募するものとする。ただし、 <u>市長等が定めるもの</u> （以下「規則等」という。）で定める理由により市長等が認める場合は、この限りでない。

宮津市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について
【第5条関係】宮津市特別会計設置条例の一部改正について

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
(設置)	(設置)
第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。	第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>下水道事業特別会計 下水道事業</u>	(2) (略)
(3) (略)	(3) (略)
(4) (略)	(4) (略)
(弾力条項の適用)	(弾力条項の適用)
第2条 前条第3号及び第4号に掲げる特別会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができる。	第2条 前条第2号及び第3号に掲げる特別会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができる。

宮津市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について

【第6条関係】宮津市法定外公共物管理条例の一部改正について

新　　旧　　対　　照　　表	
現　行	改　正　案
(占用等の許可)	(占用等の許可)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 市長は、前項各号の行為がやむを得ないものであり、かつ、規則で定める基準に適合し、当該法定外公共物の管理又は利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、前項の許可をするものとする。	2 市長は、前項各号の行為がやむを得ないものであり、かつ、 <u>市長が</u> 定める基準に適合し、当該法定外公共物の管理又は利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、前項の許可をするものとする。
3 (略)	3 (略)
(許可の取消し等)	(許可の取消し等)
第12条 市長は、占用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可を取り消し、又はその効力を停止し、及び法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。	第12条 市長は、占用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可を取り消し、又はその効力を停止し、及び法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。
(1) この条例又はこの条例に基づく規則_____に違反したとき。	(1) この条例又はこの条例に基づき <u>市長が定めるもの</u> に違反したとき。
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
2 (略)	2 (略)
(占用料等の還付)	(占用料等の還付)
第17条 既納の占用料等は、還付しない。ただし、規則の定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。	第17条 既納の占用料等は、還付しない。ただし、 <u>市長が定める</u> ところにより、その全部又は一部を還付することができる。
(委任)	(委任)
第19条 この条例に定めるもののほか、法定外公共物の管理に関し必要な事項は、規則で定める。	第19条 この条例に定めるもののほか、法定外公共物の管理に関し必要な事項は、 <u>市長が定める</u> 。

宮津市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について

【第7条関係】宮津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

新　　旧　　対　　照　　表	
現 行	改 正 案
○宮津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、 <u>水道企業職員</u> の給与の種類及び基準を定めるものとする。 (準用) 第2条 <u>水道企業職員</u> で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給与の種類及び基準については、宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）の適用を受ける職員の例による。 (委任) 第3条 この条例の施行について必要な事項は、 <u>管理者</u> が別に定める。	○宮津市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、 <u>上下水道企業職員</u> の給与の種類及び基準を定めるものとする。 (準用) 第2条 <u>上下水道企業職員</u> で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給与の種類及び基準については、宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）の適用を受ける職員の例による。 (委任) 第3条 この条例の施行について必要な事項は、 <u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u> が別に定める。

宮津市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について
【第8条関係】宮津市水道事業給水条例の一部改正について

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
(給水区域) 第2条 宮津市水道事業の給水区域は、宮津市水道事業の設置等に関する条例 (昭和43年条例第22号) 第2条第2項に定める区域とする。	(給水区域) 第2条 宮津市水道事業の給水区域は、宮津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (昭和43年条例第22号) 第2条第2項第1号に定める区域とする。
(用語の定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 給水装置 需要者に水を供給するために水道事業管理者 (以下「管理者」という。) の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。 (2) (3) (略)	(用語の定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 給水装置 需要者に水を供給するために水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長 (以下「管理者」という。) の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。 (2) (3) (略)

宮津市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について
 【第9条関係】宮津市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する
 条例の一部改正について

新　　旧　　対　　照　　表	
現 行	改 正 案
(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項の条例で定める資格は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第4条に定める資格又はその資格と同等以上の技能を有すると水道事業管理者が認める者とする。	(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項の条例で定める資格は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第4条に定める資格又はその資格と同等以上の技能を有すると <u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u> が認める者とする。

宮津市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について
【第10条関係】宮津市公共下水道条例の一部改正について

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
(趣旨) 第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、本市の公共下水道の <u>設置</u> 、 <u>管理</u> 及び使用並びに施設の構造基準等について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、本市の公共下水道の <u>管理</u> 及び使用並びに施設の構造基準等について必要な事項を定めるものとする。
(設置) <u>第2条 本市は、生活環境の向上と公共用海域の水質の保全を図るため、公共下水道を設置する。</u>	第2条 削除
(排水設備の接続方法及び内径等) 第5条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、法第10条第3項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。 (1) (略) (2) 排水設備を公共污水ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則の 定めるところによる。 (3) 汚水を排除すべき排水管の内径及びこう配は、 <u>市長</u> が特別の理由があると認めた場合を除き次表に定めるところによる。ただし、1の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。	(排水設備の接続方法及び内径等) 第5条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、法第10条第3項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。 (1) (略) (2) 排水設備を公共污水ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で <u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限</u> を行う <u>市長</u> （以下「管理者」という。）が定めるところによる。 (3) 汚水を排除すべき排水管の内径及びこう配は、 <u>管理者</u> が特別の理由があると認めた場合を除き次表に定めるところによる。ただし、1の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

(略)

(4) 排水設備の構造基準は、前号の規定によるほか規則に定めるところによる。

(排水設備の計画の確認)

第6条 排水設備の新設等（規則で定める軽易な修繕工事を除く。以下次条及び第8条において同じ。）を行おうとする者は、あらかじめ申請書に必要な書類を添付して市長に提出し、確認を受けなければならない。変更をしようとする場合も同様とする。

(排水設備の工事等の実施)

第7条 排水設備の新設等の設計又は工事は、市長の指定する下水道排水設備指定工事業者（以下「指定工事業者」という。）によって行わなければならない。

2 指定工事業者について必要な事項は、規則で定める。

(排水設備の工事の検査)

第8条 排水設備の新設等を行った排水設備設置義務者は、工事完了後5日以内に市長にその旨を届け出て、検査を受けなければならぬ。

2 既設の排水設備を使用して公共下水道に汚水を排除しようとする排水設備設置義務者は、あらかじめ市長に届け出て、検査を受けなければならない。

3 市長は、前2項の検査をした場合において、その排水設備が第5条の規定に適合していると認めたときは、排水設備設置義務者に検査済証を交付するものとする。

(改善命令)

第9条 市長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排

(略)

(4) 排水設備の構造基準は、前号の規定によるほか管理者が定めるところによる。

(排水設備の計画の確認)

第6条 排水設備の新設等（管理者が定める軽易な修繕工事を除く。以下次条及び第8条において同じ。）を行おうとする者は、あらかじめ申請書に必要な書類を添付して管理者に提出し、確認を受けなければならない。変更をしようとする場合も同様とする。

(排水設備の工事等の実施)

第7条 排水設備の新設等の設計又は工事は、管理者の指定する下水道排水設備指定工事業者（以下「指定工事業者」という。）によって行わなければならない。

2 指定工事業者について必要な事項は、管理者が定める。

(排水設備の工事の検査)

第8条 排水設備の新設等を行った排水設備設置義務者は、工事完了後5日以内に管理者にその旨を届け出て、検査を受けなければならない。

2 既設の排水設備を使用して公共下水道に汚水を排除しようとする排水設備設置義務者は、あらかじめ管理者に届け出て、検査を受けなければならない。

3 管理者は、前2項の検査をした場合において、その排水設備が第5条の規定に適合していると認めたときは、排水設備設置義務者に検査済証を交付するものとする。

(改善命令)

第9条 管理者は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排

水設備又は除害施設の構造又は使用の方法の変更を命ずることができる。

(除害施設の設置)

第11条 (略)

2 前項の規定は、規則で定める項目に係る量及び水質のものについては適用しない。

第12条 (略)

2 前項の規定は、規則で定める項目に係る量及び水質のものについては適用しない。

(除害施設の設置等の届出及び検査)

第13条 前2条の規定による除害施設の新設を行おうとする者は、あらかじめ市長に届け出て承認を受けなければならない。その届け出した事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定に係る除害施設を設けた者は、工事完了後5日以内に市長に届け出て検査を受けなければならない。

3 公共下水道の処理区域内において、既に除害施設を設置していた者は、あらかじめ市長に届け出て、前項の検査を受けなければならぬ。

4 除害施設の使用を休止又は廃止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(排水管理責任者)

第14条 除害施設又は特定施設を設置した者は、規則で定める業務に従事する排水管理責任者を選任し、速やかに市長に届け出なければならない。排水管理責任者を変更又は廃止したときも同様とする。

2 市長は、排水管理責任者がその業務を行うのに適していないと認

水設備又は除害施設の構造又は使用の方法の変更を命ずることができる。

(除害施設の設置)

第1.1条 (略)

2 前項の規定は、管理者が定める項目に係る量及び水質のものについては適用しない。

第1.2条 (略)

2 前項の規定は、管理者が定める項目に係る量及び水質のものについては適用しない。

(除害施設の設置等の届出及び検査)

第1.3条 前2条の規定による除害施設の新設を行おうとする者は、あらかじめ管理者に届け出て承認を受けなければならない。その届け出した事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定に係る除害施設を設けた者は、工事完了後5日以内に管理者に届け出て検査を受けなければならない。

3 公共下水道の処理区域内において、既に除害施設を設置していた者は、あらかじめ管理者に届け出て、前項の検査を受けなければならない。

4 除害施設の使用を休止又は廃止したときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(排水管理責任者)

第1.4条 除害施設又は特定施設を設置した者は、管理者が定める業務に従事する排水管理責任者を選任し、速やかに管理者に届け出なければならない。排水管理責任者を変更又は廃止したときも同様とする。

2 管理者は、排水管理責任者がその業務を行うのに適していないと認

めたときは、排水管理責任者の変更を命ずることができる。

(使用開始等の届出)

第16条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。使用者に変更があった場合も同様とする。

(使用料の徴収)

第17条 市長は、公共下水道の使用について、使用者から公共下水道使用料（以下「使用料」という。）を徴収する。

2 (略)

(行為の許可)

第19条 法第24条第1項に規定する行為の許可を受けようとする者は、申請書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(公共下水道施設の付近地の掘削)

第21条 公共下水道施設の付近地を掘削しようとする者は、施設よりも深く掘削する場合は、その深さが施設の中心から掘削箇所までの水平距離以上になるときは、規則で定めるところにより、市長に届け出て指示を受けなければならない。

(公共下水道施設損傷の復旧)

第22条 公共下水道施設の付近地の掘削若しくは地下埋設物の設置又はその他の行為により公共下水道の施設を損傷させた者は、その者の負担において、市長の指示する方法により原形に復旧しなければならない。

(占用の許可)

めたときは、排水管理責任者の変更を命ずることができる。

(使用開始等の届出)

第16条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。使用者に変更があった場合も同様とする。

(使用料の徴収)

第17条 管理者は、公共下水道の使用について、使用者から公共下水道使用料（以下「使用料」という。）を徴収する。

2 (略)

(行為の許可)

第19条 法第24条第1項に規定する行為の許可を受けようとする者は、申請書に必要な書類を添付して管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(公共下水道施設の付近地の掘削)

第21条 公共下水道施設の付近地を掘削しようとする者は、施設よりも深く掘削する場合は、その深さが施設の中心から掘削箇所までの水平距離以上になるときは、管理者が定めるところにより、管理者に届け出て指示を受けなければならない。

(公共下水道施設損傷の復旧)

第22条 公共下水道施設の付近地の掘削若しくは地下埋設物の設置又はその他の行為により公共下水道の施設を損傷させた者は、その者の負担において、管理者の指示する方法により原形に復旧しなければならない。

(占用の許可)

第23条 公共下水道の敷地又は施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、占用しようとする者は、申請書に必要な書類を添付して市長に提出し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

（占用料）

第24条 市長は、占用の許可を受けた者（以下「占用者」という。）から占用料を徴収する。

2 （略）

（占用許可の取消等）

第25条 市長は、占用者が次の各号のいずれかに該当するときは、占用の許可を取り消し、又はその条件を変更し、その他必要な措置を命ずることができる。

（1）～（3）（略）

（原状回復）

第26条 占用者は、占用の期間が満了したとき若しくは当該占用物件を設ける目的を廃止したとき又は前条の規定により許可を取り消されたときは、当該占用物件を除去し、原状に回復しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前項の措置について、必要な指示をすることができる。

（無断占用に対する処理）

第28条 市長は、公共下水道の敷地又は施設を無断占用する者に対し、直ちにその占用を停止させ、工作物があるときは撤去させ、原状に回復することを命ずることができる。

第23条 公共下水道の敷地又は施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、占用しようとする者は、申請書に必要な書類を添付して管理者に提出し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

（占用料）

第24条 管理者は、占用の許可を受けた者（以下「占用者」という。）から占用料を徴収する。

2 （略）

（占用許可の取消等）

第25条 管理者は、占用者が次の各号のいずれかに該当するときは、占用の許可を取り消し、又はその条件を変更し、その他必要な措置を命ずることができる。

（1）～（3）（略）

（原状回復）

第26条 占用者は、占用の期間が満了したとき若しくは当該占用物件を設ける目的を廃止したとき又は前条の規定により許可を取り消されたときは、当該占用物件を除去し、原状に回復しなければならない。ただし、管理者が特に認めたときは、この限りでない。

2 管理者は、前項の措置について、必要な指示をすることができる。

（無断占用に対する処理）

第28条 管理者は、公共下水道の敷地又は施設を無断占用する者に対し、直ちにその占用を停止させ、工作物があるときは撤去させ、原状に回復することを命ずることができる。

(手数料)

第29条 第8条第1項又は第2項に規定する者は、別表第1に定める手数料を市長に納付しなければならない。

2 第7条第1項に規定する指定工事業者の指定若しくは更新又は指定工事業者証の交付を受けようとする者は、別表第2に定める手数料を市長に納付しなければならない。

3 (略)

(委任)

第33条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(手数料)

第29条 第8条第1項又は第2項に規定する者は、別表第1に定める手数料を管理者に納付しなければならない。

2 第7条第1項に規定する指定工事業者の指定若しくは更新又は指定工事業者証の交付を受けようとする者は、別表第2に定める手数料を管理者に納付しなければならない。

3 (略)

(委任)

第33条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

宮津市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について

【第11条関係】宮津市公共下水道使用料条例の一部改正について

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
(使用料の徴収)	(使用料の徴収)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 前項の届出がない場合は、 <u>市長</u> がその日を認定する。	2 前項の届出がない場合は、 <u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限</u> <u>を行う市長</u> （以下「管理者」という。）がその日を認定する。
3 (略)	3 (略)
(使用料の前納等)	(使用料の前納等)
第4条 工事その他の理由により公共下水道を一時使用する者は、 <u>市長</u> が算定する使用期間中の概算使用料を前納しなければならない。この 場合において、使用者から公共下水道の一時使用の廃止の届出があ ったとき、又はその他 <u>市長</u> が必要と認めたときに精算する。	第4条 工事その他の理由により公共下水道を一時使用する者は、 <u>管理</u> 者が算定する使用期間中の概算使用料を前納しなければならない。この 場合において、使用者から公共下水道の一時使用の廃止の届出があ ったとき、又はその他 <u>管理者</u> が必要と認めたときに精算する。
(汚水量の認定)	(汚水量の認定)
第6条 前条の汚水量の認定は、次のとおりとする。	第6条 前条の汚水量の認定は、次のとおりとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 水道水以外の水を使用した場合は、使用の態様を勘案して <u>市長</u> が認定した使用水量とする。	(2) 水道水以外の水を使用した場合は、使用の態様を勘案して <u>管理</u> 者が認定した使用水量とする。
(3) (略)	(3) (略)
2 前項の規定にかかわらず、営業に使用する水量が汚水量と著しく異 なる製氷業、飲料水製造業等を営む使用者が、汚水量及びその算出根 拠を記載した申告書を <u>市長</u> に提出した場合は、 <u>市長</u> は、その申告 書の内容を審査して汚水量を認定するものとする。	2 前項の規定にかかわらず、営業に使用する水量が汚水量と著しく異 なる製氷業、飲料水製造業等を営む使用者が、汚水量及びその算出根 拠を記載した申告書を <u>管理</u> 者に提出した場合は、 <u>管理</u> 者は、その申告 書の内容を審査して汚水量を認定するものとする。
(資料の提出)	(資料の提出)

第7条 市長は、使用料を算定するために必要に応じて、使用者から資料の提出を求めることができる。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

第7条 管理者は、使用料を算定するために必要に応じて、使用者から資料の提出を求め求めることができる。

(使用料の減免)

第8条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

宮津市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について
【第12条関係】宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

新　　旧　　対　　照　　表	
現 行	改 正 案
(総則)	(総則)
第1条 市長	第1条 水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、この条例の定めるところにより、公共下水道に係る都市計画下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第75条の規定に基づく受益者負担金（以下「負担金」という。）を徴収するものとする。
(受益者)	(受益者)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 市長は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。	2 管理者は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。
(排水区域の公告)	(排水区域の公告)
第3条 市長は、この条例の施行後遅滞なく、排水区域の名称、区域及び地積を公告しなければならない。これを変更するときも同様とする。	第3条 管理者は、この条例の施行後遅滞なく、排水区域の名称、区域及び地積を公告しなければならない。これを変更するときも同様とする。
(賦課対象区域の決定等)	(賦課対象区域の決定等)
第5条 市長は、毎年度の当初に、負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。	第5条 管理者は、毎年度の当初に、負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。
(負担金の賦課及び徴収)	(負担金の賦課及び徴収)

第6条 市長は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 (略)

3 市長は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額及び納付期日等を受益者に通知しなければならない。

4 (略)

(負担金の納期等)

第7条 (略)

2 (略)

3 市長は、年度の途中から負担金の徴収を開始するときその他特別の理由があるときは、第1項の規定にかかわらず、負担金の徴収区分及び納期を変更することができる。

(負担金の徴収猶予)

第10条 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。

(1)～(3) (略)

(負担金の減免)

第11条 (略)

2 市長は、次の各号の一に該当する受益者の負担金を減免することができる。

(1)～(6) (略)

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第12条 第5条の公告があった日後、受益者の変更があった場合にお

第6条 管理者は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 (略)

3 管理者は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額及び納付期日等を受益者に通知しなければならない。

4 (略)

(負担金の納期等)

第7条 (略)

2 (略)

3 管理者は、年度の途中から負担金の徴収を開始するときその他特別の理由があるときは、第1項の規定にかかわらず、負担金の徴収区分及び納期を変更することができる。

(負担金の徴収猶予)

第10条 管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。

(1)～(3) (略)

(負担金の減免)

第11条 (略)

2 管理者は、次の各号の一に該当する受益者の負担金を減免することができる。

(1)～(6) (略)

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第12条 第5条の公告があった日後、受益者の変更があった場合にお

いて、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納付すべき時期にいたっているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(延滞金)

第13条 市長は、第6条第3項の納付期日までに負担金を納付しないものがあるときは、当該負担金の額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納付期日の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金（その金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収する。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。

2 (略)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

いて、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を管理者に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納付すべき時期にいたっているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(延滞金)

第13条 管理者は、第6条第3項の納付期日までに負担金を納付しないものがあるときは、当該負担金の額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納付期日の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金（その金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収する。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。

2 (略)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。